

平成 21 年 6 月 4 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18520566

研究課題名（和文） 近世イギリスの歳入徴収における請負の動態

研究課題名（英文） The Revenue Farming in Early Modern England

研究代表者

水井 万里子（MIZUI MARIKO）

九州工業大学・大学院工学研究院・准教授

研究者番号：90336090

研究成果の概要：「すず」という鉱物資源から産み出された近世イギリスの王権（国家）諸歳入とこれらの徴収、請負のあり方について一次史料から実証的に再構築・解明を行った。（1）近世イギリスにおける王権（国家）財政と歳入徴収請負の動態をすずの先買請負という事例を通じて解明した。（2）すずの海外輸出商人が請負に多数参加していることを実証解明し、輸出先であるレヴァントと東インド貿易関係者との関わりを検討した。（3）請負が導入された時期のイギリス南西部すず生産地地域社会の反応を分析した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,700,000	0	1,700,000
2007 年度	800,000	84,000	884,000
2008 年度	800,000	84,000	884,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	168,000	3,468,000

研究分野：近世近代イギリス史

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：歳入徴収請負、すず産業、東インド会社

1. 研究開始当初の背景

本研究課題の主要な特色は、「近世イギリス王権（国家）歳入の徴収と請負の展開」という財政史・政治史上の大きな問題として、個別事例である「すず関連歳入の徴収・請負」を位置づけることにあった。すずの関連歳入の詳細な実証検討は、本国イギリス、および日本の研究史上これまでほとんどなされてこなかった。③で述べるように 2001 年以降発表された研究代表者の論文（英語・日本語）によって明らかにされてきた部分は多く、まだ解明の途上にある実証課題であったといえる。本研究課題は研究代表者のこれまでの

研究成果を基盤に、その解明をさらに進め、他の歳入・請負との比較から、さらに大きな歴史的な文脈上で議論しようとする試みであった。

2. 研究の目的

「すず」という鉱物資源から産み出された近世イギリスの王権（国家）諸歳入とこれらの徴収、請負のあり方について一次史料から実証的に再構築・解明する。その上で、同時期に展開した他の埋蔵資源関連の歳入の請負や関税徴収請負（customs farming）と比較しつつ、近世イギリスにおける王権（国家）財

政と歳入徴収請負 (revenue farming) の動態について議論を提示する。さらに、歳入の効率的な徴収に不可欠であった「臣民 (国民) の協力」という問題についても、すずの生産者や国内加工業者の政府財政政策に対する反発と受容のあり方を明らかにしながら議論する。

3. 研究の方法

上記の目的達成のために、まず以下の4つの点に的を絞って一次史料を中心に実証的に検討する。研究対象期間は16世紀後半から18世紀前半にかけてとする。(1) イギリス国家 (王権) 財政におけるすず関連諸歳入の個別な位置づけ、それらの徴収方法の変化 (直接制・請負制導入の経緯) (2) ロンドン商人のすず関連歳入徴収請負業参入 (3) ロンドンおよび他地域の手工業ギルド等、すず加工業従事者による政府のすず関連財政政策への反発と受容 (4) 南西部地域のすず生産者による政府のすず関連財政政策に対する反発と受容。

他方、当該時期の関税徴収請負、鉱物などの資源 (鉛、鉄、明礬など) に関連する歳入の請負をとりあげ、二次文献、刊行史料などを用いて上記の4点に対応させて比較できるように分析する。(1') 国家財政におけるそれぞれの歳入の位置づけ、それらの徴収方法の変化 (2') 各歳入の請負と請負業者について (3' および 4') 各歳入関連政府財政政策に対する地域社会の反発と受容 (議会の動向を含む)。

この際、近世イギリスの財政史のみに目を配るのではなく、国際商業史、都市史、地域史、鉱業史、社会史の成果をできるだけ広く取り入れるよう留意する。

4. 研究成果

(1) 歳入徴収請負の展開

すずに関する歳入徴収請負の詳細な実証を行い、英文論文として海外の学術誌に投稿を準備中である。概要は以下の通りである。

近世イングランドのすずは南西部デヴォン・コーンウォールのみで産出された鉱物資源である。鉱山での鉱石採掘から第一次の製錬を経たすずは、ブロックの形態で年2回近接8カ所の鉱山町「スタナリ・タウン」で開かれる納税手続き「コイネージ」に持ち込まれた。各スタナリタウンのコイネージホールではティナー各人が所有するすずブロックの計量・純度検査を受け、所有する重量に応じて鑄造税「コイネージ・タックス」を支払い、最後にブロックに刻印を受けた。この刻印がないものを売買することはスタナリーズのチャーターで禁じられていた。ティナーの諸特権の代価ともいえるべき鑄造税は、14世紀初

頭のチャーター付与以来コーンウォール公爵の主要な財源であった。17世紀初頭のコイネージのデータでは、コーンウォールはデヴォンの10倍のすずをコイネージに持ち込んでいることが確認できる。

鑄造税支払い後刻印を受けたすずは、自由に取引できるようになり、ティナーの手から仲買人によって、スタナリ・タウンから国内・海外市場へと流通した。17世紀前半の有力仲買人はほとんどがロンドン市民で、特に海外貿易商人と、ロンドンの有力リヴァリ・カンパニであるピュータ業者組合 (ロンドンピュータラーズカンパニ以下LPCと略) のメンバーがすず流通段階で力を持っていた。

このようなすず産業の構造は、17世紀初頭の実買 (pre-emption) の導入によって大きく変容することとなった。すず先買とは、南西部産出の全てのすずをコイネージ後に定価で一括購入するもので、コーンウォール公爵が中世以来先買実施の権利を有していた。コイネージ後のすずをティナーから一括購入した公爵は、これを仲買人や商人などに売り渡し、その売買利益を収入とすることができた。ところが、13世紀からエリザベス朝末期までは、先買の費用が負担となって散発的な単年度の実施にとどまり制度として導入されたことはなかった。この状況がエリザベス治世末期以降変化し、17世紀に入って王権による直接先買を経て、先買権は特許として商人などのシンジケートに与えられ、いわゆる先買請負制度が始まることとなる。先買権は1607年から1643年までほぼ連続して請け負われ、請負の代価としての王権への年レント支払い額も年々上昇していくことが実証から明らかとなった。下の表にある先買請負の年レントは当時のイングランド王権の主要財源であった関税請負の年レントの約10%で推移した。

初期ステュアート期すず先買請負年レント

特許期間	レント(£)	
1607-1608	2,000	TNA:PRO, SP40/2, fos.81-2.
1608-1612	8,000	TNA:PRO, SP40/2, fos.78.
1612-1613	9,000	TNA:PRO, SP14/78/1.
1615-1621	9,000	TNA:PRO, E306/15,no1-3; BL, Lansdowne MS,fol.226
1621-1628	16,000	DCO, Book of Orders, 1626-1635, fos.86-87.
1628-1638	12,000	TNA:PRO, SP16/420/38.
1638-1640	16,000	CSP, Domestic, 1635, p.606.
1640-1643	12,000	TNA:PRO, SP16/451/84.

(2)すず輸出の動向

1 「すず」という鉱物資源から産み出された近世イギリスの王権（国家）諸歳入とこれらの徴収、請負のあり方について、一次史料を用いて実証的解明を行った。

2 これらの検討の結果を『九州工業大学工学部研究報告（人文・社会科学）』第55号に英文の論文として発表した。ここでは、本研究課題における4つの検討項目のうち「ロンドン商人のすず関連歳入徴収請負業参入」について、イギリス産すずのアジア輸出とロンドン商人の関りから論じた。イギリス東インド会社による対アジアすず輸出が1620年代に急増し、同会社メンバーのロンドン商人がすず先買請負にも同時に参入していた新事実を実証から明らかにしている。

3 「すず」という鉱物資源から産み出された近世イギリスの王権（国家）諸歳入とこれらの徴収、請負のあり方について、ロンドンの輸出業者の役割を中心に、関税台帳を一次史料として実証的解明を行った。これらの検討の結果を『九州工業大学工学部研究報告（人文・社会科学）』第56号に英文で発表した。ここでは、本研究課題における4つの検討項目のうち「ロンドン商人のすず関連歳入徴収請負業参入」について、イギリス産すずのロンドン港からの輸出について、TNA/PRO所蔵の関税台帳（ポートブックス）の分析を行った。その結果すずの輸出業者としてのすず先買請負人の占める輸出の割合は9割近くに達していることがわかった。その輸出向け地は多くが地中海であって、特にレヴァント地域への輸出量の多さが新たな知見として得られた。

Port Books（イギリス関税台帳）から得られたデータは下記の通りである。

すず輸出

①1611-1612 Xmas

Area	Tin Farmer	Others	Total Export
Levant	2,400	6	2,406
Iberia	461	98	559
Low Countries	513	60	573
Barbary	0	28	28
Russia/Baltic	0	45	45
?	0	265	265
	3,374	502	3,876

TNA/PRO, E190/16/2

②1616-1617 Xmas

Area	Tin Farmer	Others	Total Export
Iberia	57	0	57
Low Countries	822	1	823
France	990	16	1,006
Levant	900	0	900
Italy	0	13	13
?	0	3	3
	2769	33	2802

TNA/PRO, E190/21/2: PRO, E190/1028/10, 20

③1625-1626 Xmas

Area	Tin Farmer	Others	Total Export
Iberia	125	0	125
East Indies	0	1,400	1,400
France	450	0	450
Levant	3,750	27	3,777
Russia & Baltic	700	0	700
	5025	1427	6452

TNA/PRO, E190/29/4

④1633-1634 Xmas

Area	Tin Farmer	Others	Total Export
Iberia	300	0	300
New Foundland	45	0	45
Barbary	0	33	33
Levant	2,422	0	2,422
Baltic	0	15	15
?	0	21	21
	2767	69	2836

TNA/PRO, E190/38/7

(3) すす生産地コーンウォール地域の反応

近世イングランドのコーンウォールでは、ケルト系言語コーンウォール語（ケルノウ語）話者や、すす鉱業従事者「ティナー」が、独自性の強いコミュニティを形成していた。本報告の対象時期 16 世紀末から 17 世紀半ばにかけて、イングランドにおいて最多の下院議席が同州に配分される一方、皇太子であるコーンウォール公爵が、「コーンウォール公領」と、すす鉱業者集団「スタナリーズ」を中世以来統括しており、これらは国制史上の同地域の顕著な特色である。特に、コーンウォール公爵下の上記の二機関を通じた王権とコーンウォールの人々の強固な結びつきは、内乱期の王党派に多数の住民が加わった同地域の「忠誠」の問題に関する重要な論点となってい。

ここではスタナリーズの状況について実証的に検討し、この時期、すすに関する利益を追求する王権は、財政的欲求からすすの流通に積極的に介入した。国王大権による課税の正当性を議会で厳しく問われ続けた当該時期の王権は、ロンドン商人を先買請負人としてすす流通に介入させることで、請負人からの多額のレントを歳入とし、これを維持するために従来の王権＝スタナリーズ間の緊密な関係性を揺るがしかねない財政諸策を取り続けたのである。

また、これに対するティナーの反応や、外部勢力とティナーの関係性について、英国公文書館所蔵（The National Archives:旧 Public Record Office）の史料を中心に分析し、近世コーンウォールの地域性をめぐる議論の端緒とした。王権歳入請負人の業務とそれに直接対応した地域の鉱業関係者の関係性が 40 年余りの間にどのように変化したのか、下記のように実証的に提示することができた。

①王権直轄の組織成員スタナリーズのティナーに対してロンドンからやってきたロンドン・ピュータ業者組合（LPC）メンバーがコイナーの試金の業務に介入した上に、イングランドの財政政策について教示し、職務の正当性について主張する事件を史料から再構成した。この事件から、ティナー社会におけるジェントルマンの親方的な位置づけ、新参の介入者であるロンドン人役職の業務に対する地域の反発、スタナリーズの司法制度の「よそ者」であるロンドン人が抱いた恐れ、先買制度全般に対するティナーの受容と反発の諸相が読み取れた。

②1610 年代から 30 年代になると、先買請負制度は安定し、年レントは大きく増額され、王権は先買請負人の利益確保を最優先するようになった。先買請負の下では生産者ティナーの売値は固定され、一方請負人からすすを買う LPC 向けのすす単価は当時の物価指数に比べて急激に上昇していく。

すすの売買価格

年度	ティナー売値	指数	LPC 買値	指数
1588-95	*av.4.83 [a]	100	*av.4.83 [a]	100
1605-06	*av.5.60 [b]	116	不明	
1608	* 5.60 [c]	116	av.7.50 [c]	155
1613	* 6.00 [c]	124	av.9.11 [d]	187
1615-20	不明		不明	
1620	不明		av.9.32 [e]	193
1621	* 6.00 [f]	124	av.9.67 [g]	200
1622	* 6.00 [f]	124	av.10.71 [h]	222
1623	* 6.00 [f]	124	av.9.67 [i]	200
1628	* 6.00 [j]	124	av.10.36 [k]	214
1636	* 6.00 [l]	124	av.11.21 [m]	232

[a] TNA:PRO, SP12/253/46.

[b] TNA:PRO, E351/2130.

[c] TNA: PRO, SP14/78/1.

[d] Welch, *Pewterers*, II, p.58.

[e] Welch, *Pewterers*, II, p.78.

[f] BL, Lansdowne MS, 1215, fol.226.

[g] *APC, 1621-1623*, p.286.

[h] *APC, 1621-1623*, p.286.

[i] Welch, *Pewterers*, II, p.81

[j] TNA:PRO, SP16/420/38.

[k] Welch, *Pewterers*, II, p.86.

[l] *CSP, Domestic, 1638-1639*, p.174.

[m] TNA:PRO, SP16/420/38.

これを背景にして、コーンウォールのティナーは 1636 年先買特許更新時に、長年据え置かれている彼らのすすの売値の引き上げを訴えた。36 年のティナーの請願では、すす鉱山の深層化にともなう経費の増大とすす価格の低迷により、すす鉱業の衰退に何らかの緊急措置がとられるべきであったとした。枢密院が LPC とティナーを召喚して聴聞を行ったが、その後ティナーのすす売値を引き上げれば、海外市場におけるイギリス産のすす価格の上昇を招き、これが海外でのすすの競争力低下につながると示唆した。枢密院は請負人のすす輸出利益が多額のレントを王権にも

たらしめていることを踏まえ、先買のすず価格の引き上げが現行の先買請負制度に悪影響を及ぼすと結論付け、1636年に失効するはずの特許状は、全ての条件がそのまま据え置かれ、2年後の1638年まで延長されることになった。

この事例で請願活動にあたったのはコーンウォルのジェントルマンであるティナーであったが、彼らは地域産業と中央政府、請負人に対する、コーンウォルすず鉱業の地域利害の代表者でもあったことがわかる。17世紀前半においてティナーと中央政府、他の利益集団の間の政治的な交渉はこれら当事者でもあるジェントルマン・ティナーが直接行った。コーンウォルのティナーの社会において、ジェントルマンはティナー全体の利害の代表という性格を強く持ち、イングランドの中央政府に対し議会や有力廷臣という仲介者なしに直接地域利害に関する請願・交渉活動を担っていたが、彼等の力による地域利害の擁護には限界があったように見える。こうした問題については、当時の議会の議論としてはまったくとりあげられていない。さらに、コーンウォル公不在の時期にティナーの象徴的なより所であったろうチャールズ1世も救いの手を差し伸べることはなく、ティナーの側に立つ廷臣や有力貴族の不在もあってか、直接交渉によるティナーの側の成果はほとんど見られない。当該時期のティナーの社会は、このような事件を通じて王権・中央政府と彼らとの距離を認識させられることが増えていたと考えることができる。

上記については下記の学会（審査有）で発表した。第58回日本西洋史学会大会近世史部会II（島根大学、2008年5月11日）また、これをもとにした日本語論文の投稿準備中である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

Mariko Mizui, 'The English East India Company and the Tin Export at the Opening of the Trade to Asia', 『九州工業大学研究報告（人文・社会科学）』55、2007年、11-19頁。

Mariko Mizui, 'English Tin Exports under Pre-emption 1600-1640' 『九州工業大学研究報告（人文・社会科学）』56、2008年、1-8頁。

〔学会発表〕（計 1 件）

水井万里子「近世イングランドの地域性とコ

ーンウォル ーすず鉱業者「ティナー」を中心に」第58回日本西洋史学会大会、2008年5月11日、島根大学。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

水井 万里子 (MIZUI MARIKO)
九州工業大学・大学院工学研究院・准教授
研究者番号：90336090

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし